

令和4年1月21日
道路局路政課
都市局街路交通施設課
鉄道局施設課

改良すべき踏切道 63箇所を新たに指定し、 踏切道対策を進めます

国土交通省は、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、新たに全国 63 箇所の指定を行いました。

- 国土交通省では、踏切道改良促進法に基づき、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に踏切道対策を推進しております。
- この度、開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切や地域で課題があると認識している踏切などについて、昨年4月の指定に続き、改良すべき踏切道として、新たに全国 63 箇所（別紙）の指定を行いました。
- これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅等の対策に加え、周辺迂回路の整備などの面的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。
- 国土交通省としても、地方踏切道改良協議会等を通じた改良計画の策定等への技術的助言や財政的な支援を実施するなど、対策促進を図ってまいります。

【参考】令和3年4月13日、改正踏切道改良促進法に基づき、改正後第1弾となる改良すべき踏切道として全国 93 箇所の指定を行いました。

(https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001442.html)

<問い合わせ先> 国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111
道路局路政課 課長補佐 栗原（内線 37342）
（課直通） TEL 03-5253-8479、FAX 03-5253-1616
都市局街路交通施設課 課長補佐 柳田（内線 32852）
（課直通） TEL 03-5253-8417、FAX 03-5253-1592
鉄道局施設課 課長補佐 森田（内線 40852）
（課直通） TEL 03-5253-8554、FAX 03-5253-1634

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

別紙

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)		
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名			
1	大駅廻道	青森県北津軽郡板柳町	東日本旅客鉄道(株)	五能線	青森県	県道	五所川原岩木線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
2	中村	秋田県仙北市	秋田内陸縦貫鉄道(株)	秋田内陸線	仙北市	市道	中村石川原線	第二条第6号 (踏切遮断機がない踏切)	-	-
3	遠木	茨城県水戸市	東日本旅客鉄道(株)	常磐線	水戸市	市道	内原7-0052号線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
4	小木津陸前浜街道	茨城県日立市	東日本旅客鉄道(株)	常磐線	日立市	市道	817号線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-
5	角来前	茨城県かすみがうら市	東日本旅客鉄道(株)	常磐線	かすみがうら市	市道	4号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
6	第一大岩	栃木県足利市	東日本旅客鉄道(株)	両毛線	足利市	市道	五十部町4号線	第二条第4号 (歩道狭隘踏切)	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-
7	秋津第5号	埼玉県所沢市	西武鉄道(株)	池袋線	所沢市	市道	第1-523号線	第二条第8号 (事故多発踏切)	-	-
8	入間市第1号	埼玉県入間市	西武鉄道(株)	池袋線	入間市	市道	幹23号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
9	石戸下	埼玉県北本市	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	北本市	市道	3269号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
10	第二児玉街道	埼玉県児玉郡上里町	東日本旅客鉄道(株)	高崎線	上里町	町道	神保原・堤線	第二条第8号 (事故多発踏切)	-	-
11	八幡台	千葉県千葉市緑区	東日本旅客鉄道(株)	外房線	千葉市	市道	越智町3号線	第二条第8号 (事故多発踏切)	-	-
12	新庚申塚	東京都豊島区	東京都交通局	荒川線(軌)	国土交通省	国道	17号	第二条第8号 (事故多発踏切)	-	-
13	菊名3号	神奈川県横浜市港北区	東急電鉄(株)	東横線	横浜市	市道	菊名六角橋線	第二条第4号 (歩道狭隘踏切)	-	-
14	富水5号	神奈川県小田原市	小田急電鉄(株)	小田原線	小田原市	市道	0039	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
15	北割線	長野県上伊那郡宮田村	東海旅客鉄道(株)	飯田線	宮田村	村道	一級1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
16	加賀	新潟県上越市	えちごトキめき鉄道(株)	妙高はねうまライン	上越市	市道	北本町春日山町線	第二条第4号 (歩道狭隘踏切)	-	-
17	七ツ新屋第2	静岡県静岡市清水区	静岡鉄道(株)	静岡清水線	静岡市	市道	一里山長崎1号線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-
18	平戸橋1号	愛知県豊田市	名古屋鉄道(株)	三河線	愛知県	県道	名古屋豊田線	第二条第8号 (事故多発踏切)	-	-
19	大里4号	愛知県稲沢市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	稲沢市	市道	00-215号線	第二条第7号 (踏切支障報知装置がない踏切)	-	-
20	余座	福井県敦賀市	西日本旅客鉄道(株)	北陸線	福井県	県道	余座若葉線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
21	石山駅前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線	大津市	市道	幹1047号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
22	紺屋ヶ関	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線	大津市	市道	幹1037号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
23	文化館前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線	大津市	市道	幹1042号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
24	長等市民センター	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線	大津市	市道	幹1013号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
25	椿ヶ原	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線	大津市	市道	南0240号線、南0221号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
26	本町下手	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線	大津市	市道	幹1044号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
27	皇子山球場前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線	大津市	市道	幹2128号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
28	神宮参道	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線	滋賀県	県道	下鴨大津線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
29	上関寺国道	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	京津線	滋賀県	県道	高島大津線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
30	神宮	滋賀県彦根市	西日本旅客鉄道(株)	東海道線	彦根市	市道	彦根口河瀬駅線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
31	木ノ本	滋賀県長浜市	西日本旅客鉄道(株)	北陸線	滋賀県	国道	303号	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
32	山科駅前	京都府京都市山科区	京阪電気鉄道(株)	京津線	京都市	府道	渋谷山科停車場線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
33	鳥羽街道	京都府京都市伏見区	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	京都市	市道	鳥羽道	第二条第2号 (歩行者ホトルネツク踏切)	-	-
34	松尾神社	京都府京都市西京区	阪急電鉄(株)	嵐山線	京都市	府道	宇多野嵐山山田線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-
35	僧坊	京都府相楽郡精華町	西日本旅客鉄道(株)	片町線	精華町	町道	舟僧坊線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
36	高石5号	大阪府高石市	南海電気鉄道(株)	南海本線	高石市	市道	小高石筋線	第二条第8号 (事故多発踏切)	-	-
37	新家南一	大阪府泉南市	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	大阪府	府道	大阪和泉泉南線	第二条第1号 (自動車ホトルネツク踏切)	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)
38	居屋ヶ谷第3	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄(株)	三田線	神戸市	市道	有野町合併第235号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
39	春日	兵庫県姫路市	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	姫路市	市道	英賀317号線	第二条第8号 (事故多発踏切)	-	-
40	上通池第1	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	三木市	市道	広野窟屋線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)		
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名			
41	高砂	兵庫県高砂市	山陽電気鉄道(株)	本線	高砂市	市道	本町幹線	第二条第1号 (自動車ホトルネツ踏切)	-	-
42	高砂西	兵庫県高砂市	山陽電気鉄道(株)	本線	高砂市	市道	高砂67号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
43	荒井道	兵庫県高砂市	山陽電気鉄道(株)	本線	高砂市	市道	高砂34号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
44	荒井	兵庫県高砂市	山陽電気鉄道(株)	本線	高砂市	市道	荒井1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
45	神鋼前	兵庫県高砂市	山陽電気鉄道(株)	本線	高砂市	市道	荒井192号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
46	キッコーマン	兵庫県高砂市	山陽電気鉄道(株)	本線	高砂市	市道	荒井2号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
47	池の下	兵庫県小野市	神戸電鉄(株)	粟生線	小野市	市道	4309号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
48	国領	兵庫県丹波市	西日本旅客鉄道 (株)	福知山線	丹波市	市道	春日栗柄線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
49	菖蒲池第7号	奈良県奈良市	近畿日本鉄道(株)	奈良線	奈良市	市道	中部第694号線	第二条第3号 (開かずの踏切)	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-
50	西大寺第4号	奈良県奈良市	近畿日本鉄道(株)	奈良線	奈良市	市道	北部第500号線	第二条第1号 (自動車ホトルネツ踏切)	第二条第2号 (歩行者ホトルネツ踏切)	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)
51	五位堂第1号	奈良県香芝市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	香芝市	市道	10-13号線	第二条第1号 (自動車ホトルネツ踏切)	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-
52	堺	島根県江津市	西日本旅客鉄道 (株)	山陰線	江津市	市道	神主敬川境線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
53	新開第2	徳島県徳島市	四国旅客鉄道(株)	牟岐線	徳島市	市道	南二軒屋・沖浜 2号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
54	嶋島第2	徳島県吉野川市	四国旅客鉄道(株)	徳島線	吉野川市	市道	神島8号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
55	川端第2	徳島県板野郡板野町	四国旅客鉄道(株)	高德線	板野町	町道	45号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
56	生野	香川県善通寺市	四国旅客鉄道(株)	土讃線	善通寺市	市道	文京町1号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
57	本山西	香川県三豊市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	香川県	県道	観音寺善通寺 線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
58	下台	愛媛県伊予郡松前町	四国旅客鉄道(株)	予讃線	松前町	町道	東52号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-
59	陣ノ内	長崎県佐世保市	九州旅客鉄道(株)	佐世保線	佐世保市	市道	陣の内3号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
60	化屋	長崎県諫早市	九州旅客鉄道(株)	長崎本線	諫早市	市道	久山化屋線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
61	惣原	長崎県大村市	九州旅客鉄道(株)	大村線	大村市	市道	惣原田惣原線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-
62	原水	熊本県菊池郡菊陽町	九州旅客鉄道(株)	豊肥線	菊陽町	町道	北小学校原水 駅線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-
63	鉄砲小路	熊本県菊池郡菊陽町	九州旅客鉄道(株)	豊肥線	菊陽町	町道	境ノ松線	第二条第9号 (通学路要対策踏切)	-	-

踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準は、次のいずれかに該当する踏切道であることとする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
 - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
 - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
 - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
 - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの
 - ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切遮断機が設置されていないもの

七 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

八 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

九 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。）の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十一 鉄道と特定道路（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。）とが交差している場合におけるものであって移動等円滑化（同条第二号に規定する移動等円滑化をいう。次条第一項第三号において同じ。）の促進の必要性が特に高いと認められるもの

十二 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの